

No.	④-24	R6 補正予算額		41 億円
事業名	介護福祉士修学資金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概 要	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。			
支援対象	都道府県	補助率	9／10	
対象事業	概要 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業 貸付額 月 5 万円以内 （その他、入学準備金 2 0 万円以内、就職準備金 2 0 万円以内などの加算） 返済免除要件 介護福祉士の資格取得後、5 年間介護業務に従事 ※過疎地、離島、中山間地域等において従事した場合は、3 年間で返還免除となる特例を設けている			
支援内容	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」による補助			
離島での実績	—			
備 考	令和 5 年度より返還免除要件の特例措置に離島等を追加。			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111（2845）			
参照 HP				